

どろし 議会だより

令和6年4月1日発行
山梨県道志村議会

NO. 62



津島神社
(善之木地区)

祭礼日 9月13～15日
祭神 速須佐之男



疫神
(善之木地区矢崎)

祭礼日 12月8日

当初予算・P4 がんばる人紹介(千々輪岳史さん)・P17 活躍する団体紹介(道志村生産者出荷組合)・P18

令和5年度道志村一般会計補正予算（第6回）
議会解散請求に対する道志村議会の弁明書について

〔会期〕 1月10日
●補正予算
●その他

おもな審議・可決事項

●令和5年度道志村一般会計補正予算（総額 1,247 万円）

おもな財源
財政調整基金繰入金 1,249 万円

おもな使いみち
議会議員選挙費他 868 万円
住民投票費 381 万円

●議会解散請求に対する道志村議会の弁明書について

●議員辞職勧告について

佐藤光栄議員、池谷銀重議員、佐藤徹議員、佐藤進議員に対する辞職勧告決議案について

・議会解散に対する村議会からの弁明書の掲出が可決されました。上記4名は議会解散に対する弁明書に賛成の立場を示しておらず、これは議会解散に対し賛成との立場であり、自を否定しているものです。以上のことから上記議員に対し辞職勧告議案を提出しました。

令和5年度道志村一般会計補正予算（第7回）
工事請負契約の変更について

〔会期〕 2月14日
●補正予算
●変更（1件）

おもな審議・可決事項

●令和5年度道志村一般会計補正予算（総額 438 万円）

おもな財源
国庫支出金 △152 万円
財政調整基金繰入金 590 万円

おもな使いみち
政務費 298 万円
選挙費 △860 万円
エコライフ促進事業費 1,000 万円

●工事請負契約の変更について

1) 繰越明許費
(道志村役場庁舎建設工事他5件 総額1億1,603万円)

庁舎等建設事業費他

「会期」3月5日～15日

- 条例（12件）
- 規約（1件）
- 変更（1件）
- 補正予算（7件）
- 令和6年度一般会計予算
- 指定管理者の指定（6件）
- 同意（2件）

おもな審議・可決事項

● 条例の改正（12件）

- ・ 道志村職員の育児休業等に関する一部を改正する条例他

● 規約

- ・ 山梨県市町村総合事務組合格約の一部を改正する規約

● 変更

- ・ 富士吉田市外二町四村一組合ことばの教室設置協議会規約の変更

● 令和5年度道志村一般会計補正予算（第8回）
（総額 2,538 万円）

おもな財源		おもな使いみち	
村税	339 万円	議会費	△ 262 万円
国庫支出金	△ 22 万円	総務費（庁舎等建設事業費他）	△ 1,667 万円
県支出金	△ 452 万円	民生費（児童健全育成事業費他）	△ 995 万円
地方交付税	1,479 万円	衛生費（健康管理費他）	△ 1,553 万円
使用料及び手数料	1,233 万円	農林水産業費（農業振興費他）	△ 1,158 万円
寄付金	△ 3,748 万円	土木費（道路維持費他）	△ 773 万円
繰入金	3,405 万円	商工費（観光施設等維持管理事業費他）	1,277 万円
村債	330 万円	消防費（災害対策事業費他）	△ 1,328 万円
その他	271 万円	教育費（社会教育総務費他）	△ 962 万円
		諸支出金費（財政調整基金費他）	9,961 万円

● 指定管理者の指定（6件）

- ・ 道志の湯他

● 同意（2件）

- ・ 道志村固定資産評価審査委員会委員（出羽英俊^{でわひでとし}さん）に同意
- ・ 道志村教育委員会教育長（半田昭仁^{はんたあきひと}さん）に同意

令和6年度一般会計予算

25億3,575万円の内訳

前年度比
11.4%増

総務課	●公有財産管理事業 1,891万円 ●広域常備消防事務委託事業 7,566万円 ●防災行政無線管理事業 383万円 ●災害対策事業 475万円	●庁舎維持管理事業 1,301万円 ●財政管理費 691万円 ●消防団活動事業 1,358万円 ●公用車管理事業 1,441万円
ふるさと振興課	●買い物環境整備事業 11,995万円 ●情報システム事業 3,977万円 ●村民会館（仮）整備事業 4,204万円	●ふるさとづくり事業 11,077万円 ●竹之本地区法面整備事業 11,803万円 ●地域活性化企業人事業 1,280万円
住民健康課	●保育所無償化事業 206万円 ●児童手当支給事業 1,495万円 ●すこやか子育て医療費助成事業 405万円	●重度心身障害者医療費助成事業 651万円 ●児童健全育成事業 608万円 ●障害者介護給付事業 2,649万円
産業振興課	●環境保全事業 5,342万円 ●農村地域防災減災事業 1,040万円 ●村道橋梁維持事業 7,144万円	●観光施設等維持管理事業 2,356万円 ●村道新設改良事業 3,254万円 ●森林環境譲与税事業 2,345万円
教育委員会	●小学校費無償化 316万円 ●中学校費無償化 437万円 ●高等学校就学助成事業 1,404万円	●外国語指導助手派遣事業 1,076万円 ●学校給食事業 1,351万円 ●スクールバス委託事業 3,569万円

令和6年度 特別会計予算

会計名	令和6年度	令和5年度	前年度比
国民健康保険	2億6,192万円	2億7,076万円	△3.3%
国民健康保険診療所	1億1,513万円	1億1,158万円	3.20%
介護保険	2億1,053万円	2億1,439万円	△1.8%
介護保険サービス事業	83万円	129万円	△35.3%
後期高齢者医療	5,832万円	5,066万円	15.10%
簡易水道事業	0	1億5,157万円	皆減
浄化槽事業	0	1億8,034万円	皆減
合計	6億4,675万円	9億8,061万円	△34.0%

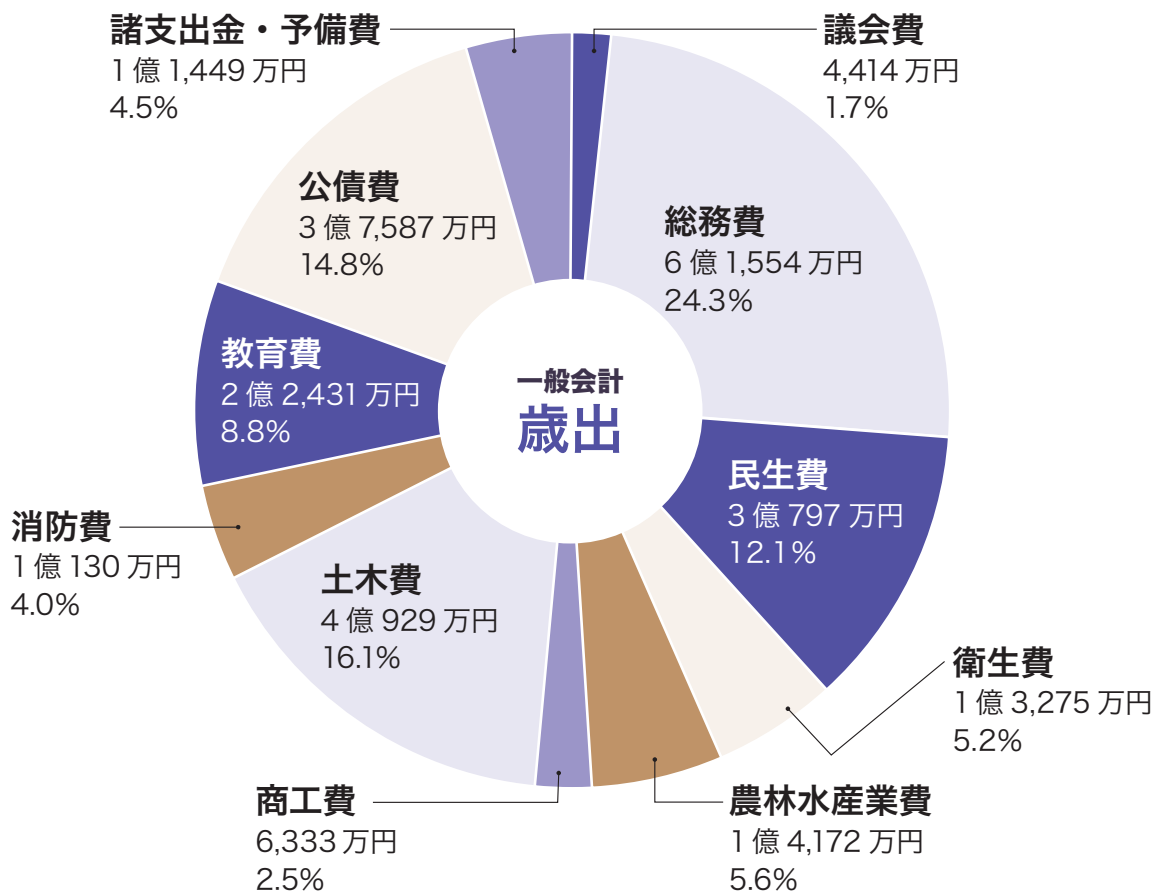
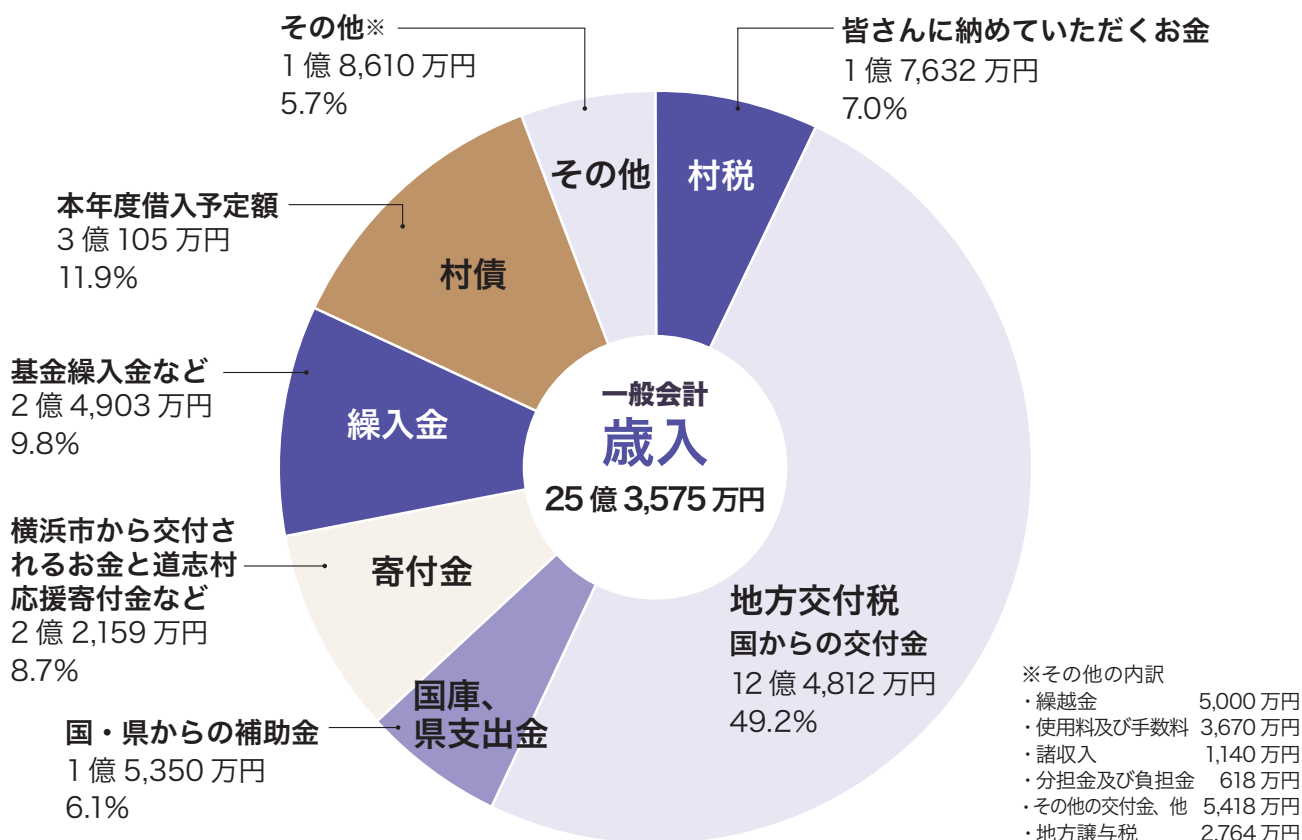
令和6年度 公営企業会計予算

会計名	令和6年度	令和5年度	前年度比
簡易水道事業	2億2,567万円	0	皆増
浄化槽事業	1億4,172万円	0	皆増
合計	3億6,740万円	0	皆増

令和6年度より、上記2事業は公営企業会計に移行したため新規報告とする。

公営企業会計とは

資産を含む経営状況を比較可能な形で的確に把握し、中長期的な経営戦略を策定し、経営基盤の強化を図る。



※数値は万円単位に調整してあります。千円以下切り捨て。

令和 6 年度最重要施策
子育て支援パッケージ化事業



1	結婚祝金支給事業	1,000 千円
2	不妊・不育治療助成金	1,140 千円
3	未熟児養育医療費助成事業	355 千円
4	妊産婦・乳幼児健康診査費助成事業	1,052 千円
5	妊産婦歯科健診費助成事業	12 千円
6	産後ケア事業	43 千円
7	出産・育児祝金支給事業	1,400 千円
8	出産・子育て応援交付金	700 千円
9	新生児訪問	15 千円
10	新規 すくすく子育て事業 ※0歳児から満2歳児を対象としたオムツとミルクの支給事業 (上限月 5,000 円)	1,059 千円
11	乳幼児健診事業	432 千円
12	はぐくみ支援事業	
13	ブックスタート事業	11 千円
14	視能覚検査	10 千円
15	予防接種費助成事業	5,850 千円
16	すこやか子育て医療費助成事業	4,059 千円
17	ひとり親医療助成事業	731 千円
18	児童手当	14,959 千円
19	児童扶養手当	
20	つぼみっこくらぶ	521 千円
21	新規 在宅保育支援金 ※未満児の家庭における在宅保育に対して、月額 1 万円の支援金の支給。	1,800 千円
22	新規 保育所必要物品無償化事業 ※未満児クラスから年長クラスで必要な物品を行政で購入し、無償化する。	2,069 千円

23	新規 保育料無償化 ※未満児第1子における保育料の免除	
24	新規 保育所運動教室 ※ダンス教室以外にも体を使う運動教室の実施。	220 千円
25	新規 一時保育受入事業 ※多様化する子育て世代のニーズに寄り添い、保育所に在籍していない乳幼児を一時的に預かる。	695 千円
26	保育所ヒップホップダンス教室	220 千円
27	保育所給食・副食費無償化事業	3,164 千円
28	保育所遠足バス借上無償化事業 (22 に含む)	
29	学童保育事業	1,144 千円
30	入学祝金支給事業	1,250 千円
31	要保護児童生徒援助費	200 千円
32	特別支援教育就学奨励費	100 千円
33	新規 漢字・数学・理科検定受験料補助 ※漢字・数学・理科検定の受験料を補助する。	253 千円
34	英語検定受験料補助 (33 に含む)	
35	小中学校給食費無償化事業	5,757 千円
36	新規 小中学校無償化事業 ※小中学校にかかる教材費やスキー教室やスケート教室等の校外学習、修学旅行費の無償化事業。	7,538 千円
37	2 学年校外学習支援事業 (36 に含む)	
38	修学旅行費支援助成事業 (36 に含む)	
39	芸術鑑賞事業 (36 に含む)	
40	卒業アルバム購入無償化事業 (36 に含む)	
41	高等学校等就学助成事業	9,000 千円
42	ちなみ & きんし育英基金奨学金	5,040 千円
合 計		71,799 千円

詳細につきましてはふるさと振興課までお問い合わせください。

Q 横浜市からの合併処理浄化槽事業補助金が打ち切られますが、今後の浄化槽事業はどのようなになりますか

A 大部分の住宅や施設で浄化槽設置が進み95%を超える設置率となりました。横浜市からの補助金が令和5年度で終了しますが、それにともない村では浄化槽設置費用の一部を助成する事業を開始いたします。

単独槽からの入替・新築、増築に伴う設置が対象となりますが、合併処理浄化槽から合併処理浄化槽への入替は対象外となります。

浄化槽設置費用額の6割が個人負担となり、残り4割が補助対象額となります。補助対象額の上限額は下表の通りです。

- ・単独浄化槽・汲み取り槽からの転換に伴う宅内配管工事費用30万円

- ・単独浄化槽の撤去費用12万円、汲み取り槽の撤去費用9万円、を加算できる。
- ・設置済み浄化槽につきましては維持管理費は現状通りです。詳細については役場産業振興課まで問い合わせください。

浄化槽設置費用	補助対象額の上限額
5人槽	332,000円
6～7人槽	414,000円
8～10人槽	548,000円
11～20人槽	939,000円
21～30人槽	1,472,000円
31～50人槽	2,037,000円

Q 健康保険料を保険税に変更しないのはなぜか

A 山梨県内では道志村と甲府市の1市1村のみです。税にすれば、徴収が有利になると思いますが、多くの時間と労力を必要としますので将来、山梨県全域を対象として、県単位で一括管理とする時点で、変更を考えます。また収納の方法により、税と同等の期間が確保できます。

Q コンビニエンスストア誘致について

A 多くの人たちができればいいと望んでいますが、整備計画、経営計画はどの様に進んでいるか。複数の会社と交渉しています。交渉がまとまり次第速やかに報告します。



よしあき 佐藤 喜章 議員

不納欠損処理の調査及び再発防止対策は

村長 徴収手続き等調査し、再発防止策を徹底

◎ 不納欠損処理は

村では平成22年度に8、149、380円もの、突出して多額の不納欠損処理がされています。その理由は消滅時効によるとの説明ですが、消滅時効による不納欠損が認められるためには、その前提として催告、一部徴収、財産の差押さえなど必要な措置が講じられたものの功を奏しなかったという事情が必要となります。

当時の村長、総務課長がそうした必要な措置を講じていたかどうかを確認するため、先般、当時の村長であった大田昌博氏らに対し、公開質問状を送付いたしました。守秘義務などを理由として一切の回答を拒否されています。

平成22年当時、村として、消

滅時効完成を止めるために、催告、一部徴収、財産の差押さえ

など必要な措置をとったのか、一部の企業ないしは特定の個人を意図的に擁護した(免責させた)事実がなかったのか、等について十分な調査を行い、その調査結果を明らかにして頂くよう強く求めます。

▲ (村長) 平成22年度に800万円を超える不納欠損処理を確認しました。

例年と比較して明らかに高額となっております。また、その前後である平成21年度、平成23年度もその前後の年度と比べやや高い金額となっております。

税金徴収手続きに不適切な処理があったとすれば、村には、その原因を究明し、二度とそのようなことが起こらないよう再

発防止策を講じる責任があります。その調査内容についても、村民の皆様には十分説明をする必要があるものと理解しています。

また議員から、当時の村長あるいは徴税の責任者である総務課長に不適切な処理があったとすれば、これらの者に対し責任を追及すべきではないか、とのご指摘もございましたので、お答えいたします。

滞納者がいる場合、督促状の送付を行い、全額の徴収ができ

ない場合、また少額の徴収もできない場合には、資産を差し押さえるなどの運営が続けられています。

少額でも納めさせるという運用は債務を承認させる目的がありますが、平成22年度にこのような少額の徴収、更に進んで資産差押えといった手続きが適正に行われていたのか、調査する必要があります。調査の結果、これらの手続きが適正に行われていなかったとすれば、当時の行政に重大な問題があったと言わざるを得ず、当時の責任者には、大きな法的ないしは政治的、道義的責任があるものと考えます。

早急に調査を行い、当時の関係者への責任追及を検討するとともに、村民の皆様説明する責任があります。そのことをお約束します。(再質問あり)



※不納欠損 何らかの理由により税金を納めていただくことができないと決定すること



たかまさ
杉本 孝正 議員

人口減少対策について

村長 第2期総合戦略を策定し
対応を絞り込み事業を推進している。

◎ 人口減少対策は

平成28年に重要施策を実施するにあたり、10年間で中期とした長期計画を策定しています。また、まち・ひと・しごと創生総合戦略や人口ビジョンも同時に策定し、村政運営を実施されてきたと思います。

そこで、まず1点目、村の人口問題は。村で策定した人口ビジョンによると、少子高齢化は避けてとおれない課題であり、計画の中の人口減少と現在の人口を比較すると、計画を上回る速度で人口が減少しております。計画の失敗であると思われるかもしれませんがありません。

中間年を経過した今、計画の検証、見直しは実施されたのでしょうか。また、実施されているのであれば、どのような対策

を実施したのか。

A (村長) 2016年3月に策定した道志村人口ビジョンでは、2025年時点で1651人と想定されておりますが、実際には2023年4月時点で1545人と想定を上回るペースで道志村の人口は減少しております。更なる人口減少対策は必須であると考えています。

道志村総合計画等の見直し状況につきましては、期間中総合計画自体の変更はせず、人口減少対策及び地域の活性化を推進するため、令和2年度に第2期総合戦略を策定しました。また、中間年にあたる令和3年度に村民アンケートを実施し、令和5年8月には多岐にわたる事業を絞り込み、集中的に注力する事業を明確にするため第2期総合

戦略を改訂し、令和6年度当初予算に計上しています。

◎ 地震対策は

首都直下型地震、南海トラフ地震が30年以内におきると予測されています。

小中学校や役場が避難場所として利用されることは必然のこととなり、村民に多大な影響を与えてしまうこととなります。このような状況が、道志村で発生した場合どのような対応を取るのが、また、集落の拠点として公民館があるが、築40年を



土砂崩落箇所

えている木造家屋がほとんどであり避難場所としての機能はないと考えますが、耐震改修し避難場所として今後使用するのか。

A (村長) 本村は、周囲を山々に囲まれ、河川は、土石流の危険性のある溪流も多く、地震のほかに、暴風雨、豪雨、地すべりなど多種の自然災害が発生しやすい自然条件下にあります。そのため、道志村地域防災計画を策定し、風水害等編、地震編、火山編との構成で災害への対応を備えています。

基本的事項を総合的に定め、住民の生命、身体及び財産を保護することを最大の目的として対応するよう定めています。

また、地区の公民館に関しては、予備避難所に指定してはいますが、現在、役場庁舎の耐震化に伴う建て替えを行っており、防災対策の本部施設を強化しているところであり、今後順次、指定避難所、福祉避難所でも耐震化の対応をし、公民館等の予備避難所についても、検討しています。(再質問あり)



みつよし 佐藤 光栄 議員

令和6年度予算の重要事業は

村長 住民生活の向上に資する事業、
子育て環境充実事業を優先

◎ 令和6年度の予算は

新年度予算については、本年4月1日より執行されますが、その予算について、どのような事業が最重要か、また、その事業が村民に理解されるか。

A (村長) 新年度の予算では、住民の生活の向上に資する事業、子育て環境の充実を図る事業を優先させ予算編成しています。人口減少対策においても重要な施策ですので、村民の皆様にもご理解いただけるものと思っております。

◎ サテライトオフィス事業は

開始年度と令和5年度までに投入した予算の総額(財源を含む)と、この施設の使用件数と使用料収入の総額は、

A (ふるさと振興課長) 事業の開始年度は、令和2年度です。

投入予算の総額は、その前年令和元年度に施設整備をしてい

ますので、令和元年度から今年度の決算見込みまで合わせて9、688万円です。内訳は国県からの補助金が地方創生交付金、社会資本総合整備交付金、デジタル田園都市国家構想交付金など合わせて5、607万円、使用料収入として96万円、一般財



サテライトオフィス

源が3、983万円となっております。使用件数は、供用開始から現在まで、オフィス利用1件、

コワーキングスペース利用96件です。

◎ 長又地区の残土処理問題は

令和5年12月8日議会定例会において、議案第70号訴訟上の和解について、という議案が可決されました。

和解の内容では、被告である道志村長は原告の池谷三千子氏に対して2、500万円の支払い義務があること、その他いくつかの和解条件が示されていたが、ほぼ原告の訴訟どおりの和解勧告であると理解しました。

この議案第70号の提出の際、不法に占拠した期間が53ヶ月で、その間の土地使用料その他経費で2、500万円であると



長又残土処理

説明があったがなぜ、53ヶ月も期間を要したのか。

A (産業振興課長) 令和元年10月4日に本件訴訟の訴状が裁判所へ提出され、その後、令和元年12月14日から裁判所での弁論が始まり、原告被告双方から提出する準備書面や証拠書類をもとに裁判が年数回行われてきましたが、原告による訴状の訂正や請求の拡張、土地の不動産鑑定の実施、裁判所から委任された工事に関する専門員からの意見聴取、裁判官による現地調査等もふまえ、延べ30回の弁論等を行った上で、和解が成立したため、53カ月の期間を要しました。(再質問あり)



山口 章 議員
あきら

災害時、緊急避難所に通じる 「池の原橋」「谷相橋」の改良計画は

村長 重要施設へアクセスする橋の重要性は認識しております。

◎「池の原橋」、「谷相橋」の耐震改良、新設計画は

本年1月1日石川県能登地方において大地震が発生し甚大な被害が発生しております。山腹の崩壊による道路の寸断、橋梁の落橋等により交通手段が寸断され、災害復旧が遅れていると報道がなされています。



池の原橋



谷相橋

本村に置いて、このような大きな災害発生時には能登地方と同じような状態が十分想定され、その対策は喫緊の課題と考えます。

村内で、最大の緊急避難場所に通じる「池の原橋」及び「谷相橋」は、災害発生時、最重要避難施設である唯一の小中学

な課題があると考えます。

政府では、事業主に対し地方公共団体の議会の議員の選挙において、その雇用する労働者が容易に立候補することができるよう、地方公共団体の議会の議員の選挙における立候補に伴う休暇等に関する事項を就業規則に定めること、その他の自主的な取り組みを促すことと政府の措置として定めています。

このような状況下、事業者、就労者の負担の考慮等を鑑み、事業者への要請、就労者への要望等実施は。

◎議員の成り手不足対応は全国的に、地方議会において議会議員の成り手不足が多々見られ、無投票や定数割れがある議会もあります。

◎議員の成り手不足対応は全国的に、地方議会において議会議員の成り手不足が多々見られ、無投票や定数割れがある議会もあります。

◎議員の成り手不足対応は全国的に、地方議会において議会議員の成り手不足が多々見られ、無投票や定数割れがある議会もあります。

校、診療所、体育館などが集積する地域に通じる必要な道路、橋梁であります。竣工後50年以上が経過し老朽化により災害に耐えられないと考えます。一日も早い改良や新設が望まれます。村としての対応、計画は。

◎議員の成り手不足対応は全国的に、地方議会において議会議員の成り手不足が多々見られ、無投票や定数割れがある議会もあります。

◎議員の成り手不足対応は全国的に、地方議会において議会議員の成り手不足が多々見られ、無投票や定数割れがある議会もあります。

◎議員の成り手不足対応は全国的に、地方議会において議会議員の成り手不足が多々見られ、無投票や定数割れがある議会もあります。

◎議員の成り手不足対応は全国的に、地方議会において議会議員の成り手不足が多々見られ、無投票や定数割れがある議会もあります。

◎議員の成り手不足対応は全国的に、地方議会において議会議員の成り手不足が多々見られ、無投票や定数割れがある議会もあります。

◎議員の成り手不足対応は全国的に、地方議会において議会議員の成り手不足が多々見られ、無投票や定数割れがある議会もあります。

村議会の解散請求に伴う住民投票について

●解散請求提出理由

市町村の選挙管理委員会が策定する縦覧制度の運用については、個人の思想信条に関わることを悪意の第三者でも縦覧できてしまうこと及び個人情報漏えい等の個人情報保護に係る課題や自己の意思として署名が安心してできないことにより民意が正しく把握できない等の課題があると考えます。

このことから、『地方自治法第五章に規定される住民の直接請求における署名活動での縦覧制度の運用に係る個人情報保護の徹底を求める請願書』の意見書を選挙管理委員会に提出することを求められました。

議会としては、選挙管理委員会の制度策定に関する事項に意見書を提出することは、議会権限に属しない事項であると判断し不採択としました。

●12月22日、道志村選挙管理委員会より、議会解散の請求の受理による弁明書の提出を要求されました。

●議会解散請求に対する村議会の弁明書

多くの村民の皆さんが議会の解散を求める署名に応じたことを大変重く受け止めております。二元代表制及び議会制民主主義を尊重する立場からも、村民の皆様の生活を守ることを第一に考え議論をし、村当局からの提案事項についても真摯に議論を行ってまいりました。今後さらに、村民生活第一に、議会改革に取り組んでまいります。多大な費用と3月定例会、来年度予算編成、など村政運営にも大きな影響が考えられます。

以上のことから村議会解散に反対する弁明書を提出しました。

議会解散住民投票の結果 (2月4日)

12月1日現在 有権者数 1,368名

有効投票数 1,156名 投票率 84.63%

反対 624票 賛成 521票

1/6

道志村消防団 出初式

伝統ある、道志村消防団の出初式が、やまゆりセンターで挙行されました。前年度に引き続き屋内の開催となり、多くの来賓の方々が見守る中、指揮者の号令のもと、規律正しい式が行われました。

村民の生命、財産を守る意気込みが伝わってくる立派な式典であり、有事の際もつとも信頼できる団体が身近にいるとの、安心感が伝わりました。これからも村民の為に精進することを期待いたします。

1/7

二十歳のつどい

水源の郷「やまゆりセンター」において「20歳のつどい」が開かれ、本年は男女あわせて13名が成人となりました。育てていただき又見守っていた周りの人たちのことを、思いやれ



心強い消防団の皆さん



夢に向かって

るような人になってください。
 社会人としてすでに活躍している人、
 勉学に励んでいる人など、大きな夢を
 持ちながら、しっかりと歩みを進めて
 いるように感じられました。村の未来
 をしっかりと考えていただけることを
 期待いたします。

R5.
3～

議会活性化推進 特別委員会

令和5年3月設置

5月22日、7月24日委員会を実施

議会の活性化を図る事を目的に議員
 定数、議員報酬、女性議員参画等、調査
 研究を行ってきました。議会解散請求
 の住民投票実施により議論を進められ
 ず結論を出すにはいたりませんでした。

2/23

「富士山の日」 2024フェスタ

静岡・山梨両県では、世界遺産登録
 10周年を迎えた富士山の顕著な普遍的
 価値に対する一層の理解を深め、保全
 に向けた想いを
 後世に継承して
 いくため「富士山
 の日」フェスタ
 2024を山梨
 県立文学館で開
 催いたしました。



令和2年6月の公職選挙法の一部を
 改正する法律により、町村議会議員
 選挙でも供託金制度及び選挙の一部
 経費を村が負担する公営となった。

令和6年4月予定の 道志村議会議員選挙について

1. 供託金の制度とは ・供託金：15万円（法務省が定める場所で供託金を納める事）
2. 選挙経費の一部を村が負担する制度（公営）（車両、ポスター代、他）

12月定例会以降のおもな活動

*令和5年

12月12日
(火) 15歳の提言

12月27日
(水) 全員協議会

*令和6年

1月6日
(土) 消防団出初式

1月7日
(日) 二十歳のつどい

1月10日
(水) 第1回臨時会

1月10日
(水) 町村長、町村議会議長新年互礼会

1月15日
(月) 横浜市訪問

2月8日
(木) 富士東部環境事務組合定例会

2月8日
(木) 山梨県後期高齢者医療広域連合議会

2月14日
(水) 第2回臨時会

2月20日
(火) 県議長会

2月22日
(木) 山梨県後期高齢者医療広域連合議会

2月27日
(火) 広報常任委員会

2月27日
(火) 議会運営委員会

3月5日
(火) 第3回定例会初日

3月11日
(月) 道志中学校卒業証書授与式

3月15日
(金) 道志小学校卒業証書授与式

3月15日
(金) 第3回定例会最終日

令和5年12月定例会

Q

観光協会による「森の Cottage」指定管理について観光協会が本来の仕事をしようとしたか。話をしましたか。

A

観光協会が村の情報発信や、イベント等積極的に参加し観光のPRを強化し村への観光客等を増やす事業に努めることになり、村の考えを理解し、本来の仕事をすることになりました。

その結果今は



森の Cottage

令和6年度から3年間の指定管理を協会に委託しました。しっかりと経過をチェックしながら、観光業の発展に努めます。

議会の考え

コロナ禍も終わり、観光客の人たちが増えました。観光業は村の主要な産業です。さらにお客さんが増加するよう、観光協会の奮闘を期待します。



大室八幡神社にて

第一期地域おこし協力隊として家族で道志村野原に移住し十年が経ちました。縁あって今年、西和出村に転居しました。この間、多くの方々からお力添えを頂き、村に住み続けることができています。本当に感謝しています。クレソン栽培に魅力を感じ、協力隊任



協力隊の縁で
道志村唯一の神主さん

大室八幡神社(馬場)・熊野神社(野原)・熊野八幡神社(川原畑)・子之神社(神地) 神主
合同会社 BioCresson 代表 ☎ 080-4969-8848

ちぢわ たけし
千々輪 岳史さん

期終了後は、合同会社 BioCresson を設立しました。ふるさと納税返礼品として、クレソンを村の顔として紹介できる幸せと同時に、責任を感じながら出荷しています。

道志村の各神社は、長期間神主不在で地域の皆様で守り続けてこられました。諸々のご縁を頂き、國學院大學と富士吉田市の北口本宮富士浅間神社で勉強し神職となり、今は村内四社で神主を務めております。神社での例祭の他、地鎮祭、車のお祓い、厄払い、お宮参り、七五三、結婚式、ご自宅での御祈祷等執り行えますので、お気軽にお声がけください。各種神事を通して、村民の皆さまの心が一つになるお手伝いができれば幸いです。



野原山之神社祭礼にて



道志生産者出荷組合

組合長
白井しらい
勝光かつみつさん

コロナ禍をこえて

道の駅どうしに道志産農産物を出荷している生産者の組合です。

組合の設立は、道の駅どうしの営業開始以来20年余りたっています。

組合員は約70名で、

月夜野地区、長又地区までの皆様によって道の駅どうしに、野菜、漬物、干し物、山の物、日本一といわれているクレソン、ウド、キノコ、フキ、など多種多様なものを道の駅どうしのスタッフと協力し販売しています。

災害による通行止め、コロナ禍による3年余り、観光客の減少があ



り先行きに不安を感じていました。しかし、道の駅どうしの先輩の生産者組合員の前向きな気持ちにより、不安を払拭し、元気づけられました。昨年6月ごろからは徐々に客足の回復もみられ、売り上げがコロナ前に戻りつつあります。

また、お越しいただいたお客様からの励

ましのメール、応援の言葉に大変励まされています。

また、組合員や観光客の提案もあり、花いっぱい運動をすすめ、季節の花々でお客様をお迎えしています。

4月からは新役員体制となり、道の駅どうしのスタッフともどもこれからも一生懸命がんばってまいりますので応援よろしくお願ひします。

編一集一後一記

日々暖かくなり過ぎしやすい季節となりました。村民の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

2月4日の村議会解散請求の住民投票の折には、ご理解ある村民の皆様のおかげをもちまして村議会を任期満了まで続けることができ、深く感謝しております。

おかげをもちましてこの議会日より62号を発行することができました。

この4年間読みやすく、読んでもらえる広報を目指して取り組んできました。

これまで読んでいただいた皆様に心より感謝申し上げます。

(広報常任委員会委員長 杉本孝正)

広報常任委員会

委員長	杉本 孝正
副委員長	山口 章
委員	佐藤 喜章
委員	白井 勝光

6月
定例会

6月4日(火) 開会予定